

介護サービス等の一覧表

令和6年7月1日

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない (前払金又は月額利用料に 含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)	追加料金が発生しない (介護保険給付、前払金及 び月額利用料に含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)
<介護サービス>				
○巡回 日中 9:00～18:00	入退室カウンター表示盤によるチェック (夜22:00・朝10:00)	—	希望又は状況に応じて 1日1回～2時間に1回	—
○巡回 夜間 18:00～9:00	入退室カウンター表示盤によるチェック (夜22:00・朝10:00)	—	希望又は状況に応じて 巡回無し～2時間に1回	—
○食事介助	—	—	食事の都度 全面及び一部介助	—
○排泄介助	—	—	トイレでの排泄の都度 全面及び一部介助	—
・おむつ交換	—	—	随時対応	—
○おむつ代	—	実費精算	区支給分あり	左記以外実費徴収
○入浴(一般浴)介助	—	—	週2回以上入浴時介助 (歩行可能な方)	—
・清拭	—	—	入浴時キャンセル時又は 随時対応	—
・特浴介助	—	—	週2回以上入浴時介助 (立位不可能な方)	—
○身辺介助				
・体位交換	—	—	日中2時間毎 夜間3時間毎	—
・居室からの移動	—	—	必要に応じ	—
・衣類の着脱	—	—	毎日朝・夜及び入浴時に 全面及び一部介助	—
・身だしなみ介助	—	—	毎日朝・夜及び入浴時に 全面及び一部介助	—
・口腔衛生管理	—	—	毎日朝・昼・夕食の都度 全面及び一部介助	—
○機能訓練	月8～10回PTIによる 訓練参加可能	—	月8～毎日、身体状況 に応じた訓練	—
通院介助 (協力医療機関)	—	通院時の付添 1名1時間1,980円	協力医療機関の通院等は 無料	—
○通院介助 (上記以外)	—	通院時の付添 1名1時間1,980円	—	通院時の付添 1名1時間1,980円
○緊急時対応				
・オンコール対応	24時間対応	—	24時間対応	—

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない (前払金又は月額利用料に 含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)	追加料金が発生しない (介護保険給付、前払金及 び月額利用料を含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)
<生活サービス>				
○居室清掃	—	週1回2名 30分 月額9,240円	希望又は状況に応じ 週2回～隔週1回	—
○リネン交換	—	1日150円	—	1日150円
○日常の洗濯	—	1回910円	随時対応	—
○居室配膳・下膳	—	1回154円	食事の都度	—
○嗜好に応じた特別食	—	実費徴収	—	実費徴収
○おやつ	—	実費徴収	—	実費徴収
○理美容	—	館内美容室2,500円 館内理容室2,900円	—	館内美容室2,500円 館内理容室2,900円
○買物代行(通常の利用区域)	—	1回550円	定期買物週2回 (月・木) 随時対応も可	—
○買物代行(上記以外の区域)	—	1時間1,980円	—	1時間1,980円
○役所手続き代行	—	1時間1,980円	—	1時間1,980円
○金銭管理サービス	—	日常金銭支払代行 1時間1,980円	日常金銭支払代行	—
<健康管理サービス>				
○定期健康診断	年2回	左記以外別途負担	年2回	左記以外実費徴収
○健康相談	随時対応	—	随時対応	—
○生活指導・栄養指導	随時対応	—	随時対応	—
○服薬支援	必要に応じ	—	必要に応じ	—
○生活リズムの記録(排便・睡眠 等)	随時対応	—	随時対応	—
○医師の訪問診療	—	—	—	—
・医師の往診	—	必要に応じ随時 医療保険で支給される以外 の費用は入居者負担	—	必要に応じ随時 医療保険で支給される以外 の費用は入居者負担

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない (前払金又は月額利用料に 含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)	追加料金が発生しない (介護保険給付、前払金及 び月額利用料に含む)	その都度徴収するサービス (料金を表示)
<入退院時、入院中のサービス>				
○移送サービス				
・入退院時の同行 (協力医療機関)	—	医療保険で支給される以外 の費用は入居者負担 1名1時間1,980円	随時対応	—
・入退院時の同行 (上記以外)	—	医療保険で支給される以外 の費用は入居者負担 1名1時間1,980円	—	必要に応じ随時 医療保険で支給される以外 の費用は入居者負担 1名1時間1,980円
○入院中の洗濯物交換・買物	—	1時間1,980円	—	1時間1,980円
○入院中の見舞い訪問	必要に応じ	—	必要に応じ	—
<その他サービス>				
○全体行事 (対象は全入居者)	月1回程度実施 (食事は隔月)	食事会の会費は実費負担	月1回程度実施 (食事は隔月)	食事会の会費は実費負担
○スポーツ行事 (内容により対象者限定)	月1回程度実施	参加費は実費負担	月1回程度実施	参加費は実費負担
○サークル活動	週1回～月1回 (カラオケ、気功、卓球、陶 芸、コーラス、映画会、輪投 げ、麻雀、ビリヤード等)	参加費の実費負担が必要 なものあり	週1回～月1回 (カラオケ、気功、卓球、陶 芸、コーラス、映画会、輪投 げ、麻雀、ビリヤード等)	参加費が実費負担が必要 なものあり

注1) 自立、要支援及び要介護状態区分に応じて介護サービス等の一覧表を作成。自立、要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅴと区分した場合は8区分となるが、一覧表を分かりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、ホームのサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えないものであること。

注3) 記入にあたっては、回数、費用負担を明らかにすること。

注4) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 . 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	保全先:公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 . 不適合 . 非該当	初期償却率: 0%
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

重度化した場合の対応に係る指針

1. 医師や医療機関との連携体制について

別紙、重要事項説明書をご参照下さい。

2. 介護を行う場所等

軽度の介護については入居されている居室にて行います。ただし心身の状況により居室移動の場合があります。

常時介護が必要になった場合、医師・看護師・施設長が入居者および身元引受人と相談の上、一時介護室に移動して対応します。この場合の一時介護室利用料等は発生しません。（リネン交換等の請求は有り）居室の利用権は継続します。

3. 入院期間中における当ホームの居住費や食費の取扱について

①管理費・家賃について（家賃は月払プランの方）

入居期間中と同額をご負担頂きます。

②食費について

入院中の当園での食費は入院時より退院時までには既に注文済でも厨房管理運営費以外、頂戴致しません。（欠食、追加喫食の3日前のルールには該当させない。）

4. 看取りに関する考え方

①入居者ご本人の病状や、ご本人・ご家族の意向等様々な条件があり、それらを考慮した上での判断となります。

ご本人が終末期を迎えた場合、安らかな死を迎えることが出来るよう、ご家族と共に相談の上、看取りの方法を一緒に考えていきます。

②医学的な処置をしても治癒の見込みがない方に対して、当ホームではご本人及びご家族等の希望があれば人生の最後を住み慣れた場所で迎えられるよう援助させて頂きます。

③病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族等がご本人の症状を見て病院への搬送等を希望された場合には、その希望に応じます。

④ターミナル期の援助方針

- ・主治医や介護スタッフ・ご家族等と、終末期の迎え方について話し合いを持ちます。
- ・ご本人・ご家族が安心して静かに過ごせるよう可能な限り環境を整えます。
- ・スキンシップ・コミュニケーションによる継続的な見守りをします。
- ・食欲不振の場合は、ご本人の嗜好に合わせた食事を提供します。
- ・経口摂取（水分・食事）が出来なくなったら無理な介助はせず、可能な限り時間をかけ、ご本人の希望に沿う介助を行います。
- ・マッサージ・体位変換等、適切に対応します。
- ・ご本人の負担を軽減するために、プライバシーを配慮した上で可能な限り複数にて清拭・更衣・排泄介助を行います。
- ・ご家族がご本人に付き添われる場合、十分配慮します。
- ・当園でご逝去の際はエンゼルケアを行います。（税込5,500円）